

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月27日（木）午後1時30分から午後2時18分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (9人)

会長	1番	星山 隆啓
会長職務代理者	2番	山本 光雄
委員	3番	日下 正人
	4番	笠井 博美
	5番	國原 和彦
	6番	長江 操
	7番	大西 克史
	8番	森本 允補
	10番	松長 護
農地利用最適化 推進委員 (4人)	高樋地区	11番 河原 功
	嵯峨地区	12番 大岩 和久
	宮前東地区	13番 池田 吉信
	宮前西地区	14番 中野 實

4. 欠席委員 (1人) 9番 大仲香織

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那
河内村農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

報告第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の取下願につ
いて

報告第12号 農業者年金基金法に基づく処分対象農地等除外申立書につ
いて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 利也

書記 池上 美紗子

7. 会議の概要

事務局 定刻までには少しございますが、全員がそろいましたので、ただ今から、平成30年9月総会を開会いたします。

はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございました。

本日、大仲香織委員より欠席の連絡ありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は9名で、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長にお願いいたします。

議長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、2番 山本光雄委員、10番 松長護委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の池上美紗子さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第16号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案6件でございます。議案第16号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成30年9月14日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が4件、新規の利用権設定の計画が2件で、面積は、23,198.07 m²です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、████████さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、████████

さんです。土地の所在地については、████████ 62番地、現況 畑、55 5 m²で利用目的は野菜です。借賃については、10aあたり 14,415 円であり、1筆で 8,000 円になります。始期は平成30年10月1日から終期は平成35年9月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

3番 場所は、根郷集会所を徳島方面左にまがって家一軒こした所を左に曲がつ

て入って行った所にあります。■さんの奥様が■さんとご兄弟なので、お話伺ったところ、今は何も植わっていないですがこれから野菜を作ろうかという話をしているそうです。以上です。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありました。ご質問はありますか。

議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号2についてですが、農業委員自身に関する事項が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係する委員はこの議案に関与することができませんので、退室をお願いいたします。

(■委員 退室)

それでは、整理番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■45番、現況 畑、1,592m²で、利用目的はきゅうりです。借賃については、10aあたり米 188.4kg の物納であります。始期は平成30年10月1日から終期は平成33年9月30日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

2番 場所につきましては、■。中辺橋を渡りまして東側になります。
■さんがきゅうりを長年作っていましたので再設定ということで、この件につきましては何も問題無いと思います。以上です。

議長 ハウスですね

2番 ハウスです。

議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。
(■委員 入室)

続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■38番、現況 畑、2,036m²で、利用目的はねぎです。借賃については、10aあたり 60,000 円であり、1筆で 120,000 円になります。始期は平成30年10月1日から終期は平成35

年9月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

2番 先程説明いたしました整理番号2の■さんハウスの東側になります。再設定ということで、■さんがネギを作っています。問題無いと思います。

議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号4の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■50番地2、現況、畑、115m²、利用目的果樹、10aあたり借賃27,350円、■51番地2、現況、畑、416.52m²、■51番地5、現況、畑、53.55m²、利用目的は柚で、10aあたり借賃は27,350円、■18番地、現況、畑、357m²、■18番地2、現況、畑、29m²、■18番地3、現況、畑、19m²、■19番地、現況、畑、323m²、■19番地2、現況、畑、33m²、■48番地1、現況、畑、204m²、利用目的すだち、10aあたり16,000円、■157番地、現況、田、1,266m²で、利用目的は水稲、10aあたり5,700円、全10筆あわせた借賃は39,200円です。始期は平成30年10月1日から終期は平成33年9月30日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

3番 場所は、■さんと■さんの家の間に柚子が植わっています。■57は今水稻が植わっております。根郷農村公園の周辺に畑がありますが、そこはすだちが植わっています。■さんは3年ほど前に移住してきた方で、■さんはその前の所有者の時から、ずっと借りて耕作しているようです。■さんも耕作出来ないということで引き続き■さんがやっています。特に問題はありません。

議長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号5の権利の種類につきましては賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、

利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■11番地、現況、畝、942m²で利用目的はすだちです。借賃については、10aあたり5,308円であり、1筆で5,000円になります。始期は平成30年10月1日から終期は平成40年9月30日の10年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

8番 これは、以前異議があつて保留でおいてあった案件です。この方は、田んぼの畦草刈りもせずに、今はほかで借りている田んぼの半分が草になっています。近辺の方とも話合いましたが、いつまでも反対もできないので、とにかく現状維持を守ってもらってわざいといけない。それならば通さなくては、仕方ないかと。今は■さんのところきれいにされてますから、この状態を維持していただくということで。契約の間に荒れてくるようなら我々が注意しなくてはいけません。近隣の迷惑になりますので。

議長 ■さんの要望があつたのですよね。

8番 はい。今は綺麗にしてくれているようですが、これから2~3年後にどうなるか分かりません。でも、とりあえず■さんがそうおっしゃっているので、もう仕方ないかなと。

議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。

2番 もし荒れて周りに迷惑がかかつてとなつたら合意解約とか。解約もできるんですね。

14番 今はきれいにされているのであれば、結果が出ていないのに出来ないだろうというような想定では、却下にできんでしょう。

2番 地元の委員さんにしっかり監視してもらって、というところですかね。

議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号6の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さんです。前回ほぼ同じ内容で、利用権の新規申請がありましたが、申請の土地の中に既に農地で無い土地が含まれており、農業者年金の特例給付分の支給手続きにあたって、農地を継承するのにあわせて該当農地を除外する必要があったため、平成30年8月29日付で取り下げ願が提出されており、あわせて、平成30年9月1日付で農業者年金の処分対象農地除外申立書が提出されております。今回は処分対象除外をした4筆の土地を除く、21筆の申請になります。土地の所在地については、議案書をご確認下さい。所在地、

現況、地積、利用目的の順に読み上げさせて頂きます。

[REDACTED] 35番1、畑、122m²、すだち、[REDACTED] 1番、畑、1,236m²、キウイ、[REDACTED] 3番、畑、1,028m²、すだち、[REDACTED] 11番2、畑、みかん、[REDACTED] 13番、畑、278m²、みかん、[REDACTED] 16番、畑、366m²、みかん、[REDACTED] 18番1、畑、39m²、みかん、[REDACTED] 18番2、畑、353m²、みかん、[REDACTED] 24番1、畑、1,462m²、みかん、[REDACTED] 27番5、畑、114m²、みかん、[REDACTED] 1番91、畑、1,295m²、みかん、[REDACTED] 12番2、畑、183m²、みかん、[REDACTED] 17番1、畑、1,401m²、みかん、[REDACTED] 17番2、畑、275m²、みかん、[REDACTED] 21番1、畑、1,678m²、みかん、[REDACTED] 24番1、畑、238m²、みかん、[REDACTED] 45番1、畑、685m²、みかん、[REDACTED] 76番1、畑、1,560m²、みかん、[REDACTED] 76番4、畑、44m²、みかん、[REDACTED] 8番、畑、1,034m²、すだち、[REDACTED] 12番、畑、591m²、すだちです。始期は平成30年10月1日から終期は平成40年9月31日の10年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から合わせてお願いいたします。

この間の会の後、現場を見に行ってきました。ケヤキが何本か植わっていて、これは農地にはならないなど、駐車場にしている所もあったので、そこは除くという事で、再度申請してもらうことになりました。

それでは、整理番号6について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号6は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第17号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをご覧ください。議案第17号の農地法第4条の規定による許可申請は、1議案1件です。

整理番号1の申請人の住所、氏名は、[REDACTED]

[REDACTED] さんで、土地の所在地については、[REDACTED] 18番4、現況 宅地、181m²で、転用の目的は宅地です。今回の案件に関しましては既に転用済の案件であり、後追い申請となりますので始末書が添付されています。申請地の農地区分につきましては、農用地区域外であり、集団的に存在している農地その他良好な営農条件を備えている農地、いわゆる第1種農地には該当しません。また、転用計画においても、既に転用済の案件であり、係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合の不許可要件については、該当しないと思われます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

- 補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。
- 10番 天一神社から奥に行った所お寺の下の橋渡って左側の所にあります。家じたいは10年ぐらいしか経っていませんが空き家になっています。空き家対策事業で次の人が農業しないということで。宅地申請に至ったということです。板野郡に住んでいますので、聞き取りした所、次の方は設計の仕事して農業はしないということです。今は草生えですね。
- さんが話をすすめてくれています。
- ひとつ気になるのは、公図と現況が違う様な。一段、段になってるんですね。隣の家との境が全然わからない。
- 2番 昔のことだから、やりもらいみたいになってたりするのかもしれませんですね。今はどちらも空き家になってしまっていると思いますが。
- 10番 どちらも空き家なのでまあ、文句を言う人もいないのでしょうか。
- 2番 これ土地利用計画図では、車置くようになってますが、駐車場にしたいんですかね。空き家を借りるのにわざわざ土地の登記まで変える必要ないですね。
- 13番 これよくわからないですね。公図には道はないですが、写真見ると道ついているような。
- 10番 ここは道になってますね。■さんの家に続くように。この写真にのっているのは西側です。段になっていて■さんの方からは入れないです。
- 14番 この公図と写真では、現地を想像しようにもわからないですね。実際行ったひとでないとどうなっているのか。
- 10番 草生えですね。
- 14番 これは、隣の家と入口でトラブルになったりはしないんですかね。
- 10番 どちらも空き家ですけれど、ここからまた駐車場したり、道付けたりとなったら問題かもしれないですね。
- 2番 でも、その場合であればそういう申請であがってくるべきですよね。
- 議長 審議するとすれば、境がどうというよりこの申請されているところが宅地に転用可能かというところだと思いますがね。
- 5番 これ登記 田になってますけど、田なんていうところではないんでしょ。あそこで田んぼはできないでしょう。
- 14番 田んぼだというような土地ではないでしょう、ここは。家ですし。
- 13番 昔は田だったこともあったんでしょうね。
- 2番 要はこれは、ここに書いてあるように宅地を建てたときに全部宅地にしておかなければいけなかったのができていなかつたということだけですよね。
- 議長 まあ、そうでしょうね。
- 10番 それで、そのまま宅地で使いますというので。
- 議長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 先程の案件でご報告しましたが、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の取下願の届出が1件、農業者年金基金法に基づく処分対象農地除外申立が1件ございましたのでご報告します。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の取下願につきましては、土地の所在地は、先程報告しました整理番号6の全21筆及び [REDACTED] 20番1、現況 山林、69m²、[REDACTED] 20番2、現況 山林、89m²、[REDACTED] 1番214、現況 山林、721m²、[REDACTED] 24番3、現況 雜種地、107m²で、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED] さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED] さんです。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申出をしていましたが、平成30年8月29日付で農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の取下願が届け出ています。事務局長専決により書類を受理しております。

農業者年金基金法に基づく処分対象農地等除外申立書（耕作又は養畜の事業に供されない土地）につきましては、申請者は、[REDACTED] さんで、土地の所在は、[REDACTED] 20番1、現況 山林、69m²、[REDACTED] 20番2、現況 山林、89m²、[REDACTED] 214、現況 山林、721m²、[REDACTED] 24番3、現況 雜種地、107m²です。9月1日付けで申請書を受理しており、固定資産課税台帳及び現地確認により申請内容に相違ないことを確認しております。

議長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。

（発言なし）

ちなみに先ほどの4条の件ですが、あれは総会のあと県の方に意見をおくりまして、転用の許可を出すのは県知事になります。

それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際に、その他の件についてご発言があればお願ひいたします。

（発言なし）

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年9月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 山本 光雄

佐那河内村農業委員会委員 松長 譲